

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは繰下発行）

香川県報



号外5

平成18年

3月28日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

条例

●香川県議会議員の報酬の特例に関する条例

一

本号で公布された条例のあらまし

- 香川県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成十八年香川県条例第四十七号）
- 1 議員の報酬の減額措置を講じるため、この条例を制定することとした。
 - 2 平成十八年四月一日から施行することとした。

条 例

香川県議会議員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十七号

香川県議会議員の報酬の特例に関する条例

香川県議会議員の報酬の月額は、平成十八年度においては、香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和五十九年香川県条例第十三号）第二条第一項の規定にかかわらず、同項各号に定める額から当該額に百分の五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定基礎となる報酬の月額については、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

